

さらなる総合的な少子化対策を求める意見書

2005年版「少子化社会白書」では、2004年の合計特殊出生率が1.28と過去最低を更新したことを踏まえ、我が国を、初めて「超少子化国」と位置づけた。

予想を上回る少子化の進行によって、速報値ではあるが、いよいよ「人口減少社会」に突入し、これまで講じられたさまざまな少子化対策を超えて、依然として少子化傾向に歯どめがかかっていない。

これまでの施策の徹底的な検証とともに、効果的な支援策のさらなる検討と創出が必須となっている。

その上で、今後の少子化対策は、単に少子化への歯どめがかかることだけを目的とするだけではなく、すべての子どもたちが「生まれてきてよかった」と心から思える社会、それが実感できる制度とシステムを実現していく視点が、大変重要であると考えられる。

「出産・子育て」は、世代を超えて、地域全体、社会全体がサポートできる体制を構築すること、そしてそれは、子育てへの「経済的支援」のほか、地域や社会における支え合う子育てのための「環境整備」、働き方を見直す社会への「構造改革」など、総合的な視点から組み合わせた子育て支援策を展開すべきであると考えられる。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、さらなる総合的な少子化対策として、次のような施策を早急に検討し、そして実現するよう強く求めるものである。

記

- 1 支給対象年齢や所得制限の緩和策を含む〈抜本的な児童手当の拡充〉を進めること。
- 2 出産一時金の拡充や、妊産婦健診への助成拡大等の〈出産費用負担の軽減〉を図ること。
- 3 子育て世代への良質な住宅提供に資する民間賃貸住宅等の登録制度の創設や、公共住宅における優遇措置の拡充、及び社会福祉施設（保育施設等）との一体化整備等、〈子育てに適した住宅支援の充実〉を図ること。
- 4 保育所の増設等受け入れ児童数の量的な拡大とともに、一時保育や特定保育等、保護者の就労形態の多様さに対しても、柔軟に対応できる保育所の整備、保育要件の弾力化、保育水準の向上等の質的な拡充にも努めること。

また、広場機能、ファミリーサポート機能の充実等、すべての家庭を対象とした地域子育て支援サービスの拡充や企業内保育所、大規模共同住宅内保育所等の支援を含め、〈子どもを預けやすい保育システムへの転換〉を図ること。

- 5 教育現場・施設とも密接な連携を強化しつつ、放課後児童クラブ等の整備を推進するとともに、受け入れ児童の対象年齢の拡大や、障がい児の受け入れ支援の拡充など、〈放課後児童健全育成事業等の質量ともの充実〉を図ること。
- 6 短時間勤務やフレックスタイム、在宅ワークなど、子育てを中心としたライフステージの変化に対応できる、弾力的な労働時間・就業形態の確保
育児休業取得と有給休暇取得の推進のための中小企業への支援策の充実や、出産後等の女性の再就職のためのワンストップサービスの充実等、〈仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる働き方の見直し〉を図ること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年3月29日

三鷹市議会議長 金 井 富 雄